

株 主 各 位

山口県山口市佐山717番地1
株式会社 ファーストリテイリング
代表取締役会長兼社長 柳 井 正

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、下記のとおり当社第48期定時株主総会を開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、平成21年11月25日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。よろしく願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年11月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 山口県山口市佐山717番地1 本社会議棟大会議室
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第48期（平成20年9月1日から平成21年8月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 第48期（平成20年9月1日から平成21年8月31日まで）会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - ◎当社ではインターネット上の当社ウェブサイト（ホームページアドレス <http://www.fastretailing.com/jp/ir>）において招集通知を提供しております。なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、当社ウェブサイトにおいて周知させていただきます。

(提供書面)

事業報告

第48期（平成20年9月1日から平成21年8月31日まで）

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国を取り巻く経済環境としましては、リーマン・ショックによる金融危機が米国のみならず欧州やアジア各国へも波及し、実体経済は急激に失速し、企業収益は大幅に悪化しました。その結果、雇用情勢が著しく悪化すると同時に、個人所得が落ち込み、消費者の購買意欲が一層低下するなど引き続き厳しい環境となりました。

こうした経済環境ではありましたが、ユニクロ事業の大幅な増収増益、国内関連事業の採算性の改善により、当連結会計年度は、連結売上高6,850億円（前期比16.8%増）、営業利益1,086億円（同24.2%増）、経常利益1,013億円（同18.2%増）、当期純利益497億円（同14.4%増）と増収増益を達成しました。

国内ユニクロ事業におきましては、キャンペーンを中心に積極的な販売活動を展開したこと、人気商品のヒートテックやブラトップなどの販売が好調に推移したこと、ウィメンズ商品を強化したことなどから、来店客数と客単価がともに前期を上回り、既存店売上高は11.3%増となりました。また、直営店を55店舗出店、45店舗閉店した結果、当連結会計年度末の店舗数は770店舗（フランチャイズ店20店舗含む）となりました。そのうち21店舗は大型店の出店であり、当連結会計年度末における大型店は71店舗まで拡大しております。これらの結果、国内ユニクロ事業は、売上高5,381億円（前期比16.4%増）、営業利益1,107億円（同28.2%増）となり、大幅な増収増益を達成しております。

海外ユニクロ事業におきましては、アジア地域における事業拡大、欧米における赤字縮小により営業利益は大幅に増加しました。中国・香港、韓国では、店舗数がほぼ倍となり、業績も順調に拡大しております。また、4月にシンガポールへ1号店を出店し、予想を上回る売上を達成しました。米国は、ニューヨークのグローバル旗艦店の売上が好調に推移したことから営業黒字を達成しました。英国では、オックスフォードストリートの旗艦店および既存店の売上が順調に推移し、採算性は改善しております。

国内関連事業におきましては、GOVリテイリングのジーユー事業は、3月の「990円ジーンズ」の発売を皮切りに低価格商品を次々と展開したことで、売上高、収益が改善しております。靴事業は、フットパーク事業の縮小を進めております。この結果、GOVリテイリングは当連結会計年度では営業黒字を達成することができました。キャビンは、ファッションアパレル業界の消費不振の波を受けて既存店売上高の前年割れが続いており、営業赤字となっております。

グローバルブランド事業におきましては、コントワー・デ・コトニエ事業とプリンセス タム・タム事業において、欧州の消費環境が回復の兆しを見せず、売上不振が続いていることにより、減収減益となりました。なお、これまで持分法適用関連会社であったリンク・セオリー・ホールディングスについては、3月に株式を追加取得し、完全子会社化しました。よって当連結会計年度第3四半期より連結子会社としております。

CSR活動におきましては、平成18年から実施している、お客様が着られなくなったユニクロの衣料を店頭で回収し、UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）と協働で難民に衣料を配布する「全商品リサイクル活動」を推進しました。当連結会計年度は、年間回収量約250万枚を達成し、グルジア、ネパールの難民キャンプに寄贈してきました。こうした活動の結果、朝日新聞社の「朝日企業市民賞」を受賞しました。社会貢献分野においては、「NPO法人瀬戸内オリーブ基金」や「NPO法人スペシャルオリンピックス日本」の支援を継続しています。また、取引先工場の労働環境のモニタリング基準を改定し、工場における長時間労働や最低賃金支払いなどの項目の監視を強化しております。障がい者雇用につきましては、ユニクロにおいて、従来同様、1店舗1名以上の雇用を進めております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は226億円であり、主なものは、建物等130億円、店舗の敷金80億円、建設協力金15億円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
当社は、リンク・セオリー・ホールディングスを完全子会社としました。
当社グループのグローバルブランド事業を主力事業の一つとして更に成長させていくためには、同社とのより強固な協力体制を構築していくことが必要と判断しました。加えて、当社グループのコミットメントをより明確にした事業体制への転換を図ることにより、同社の更なる事業基盤の強化を図ることができると判断し、完全子会社とすることを決定したものです。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

単位：百万円

区 分	第 45 期 (平成18年8月期)	第 46 期 (平成19年8月期)	第 47 期 (平成20年8月期)	第 48 期 (当連結会計年度) (平成21年8月期)
売 上 高	448,819	525,203	586,451	685,043
当 期 純 利 益	40,437	31,775	43,529	49,797
1株当たり当期純利益	397円38銭	311円98銭	427円38銭	488円96銭
総 資 産	379,655	359,770	404,720	463,285
純 資 産	240,479	243,283	264,014	261,413
1株当たり純資産額	2,240円77銭	2,357円79銭	2,572円09銭	2,550円86銭

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容	所在地
株式会社ユニクロ	1,000,000千円	100.0%	衣料品関連事業	日本
UNIQLO (U. K.) LTD.	20,000千英ポンド	100.0%	衣料品関連事業	英国
迅銷(中国)商貿有限公司	20,000千米ドル	100.0%	衣料品関連事業	中国
UNIQLO USA, Inc.	30,000千米ドル	100.0%	衣料品関連事業	米国
FRL Korea Co., LTD.	24,000,000千ウォン	51.0%	衣料品関連事業	韓国
UNIQLO HONG KONG, LIMITED	11,000千香港ドル	100.0%	衣料品関連事業	香港
UNIQLO FRANCE S. A. S.	244千ユーロ	100.0% (100.0%)	衣料品関連事業	フランス
株式会社GOVリテイリング	10,000千円	100.0%	衣料品関連事業	日本
FR FRANCE S. A. S.	157,025千ユーロ	100.0%	衣料品関連事業	フランス
Creations Nelson S. A. S.	2,600千ユーロ	100.0% (100.0%)	衣料品関連事業	フランス
PETIT VEHICULE S. A. S.	2,000千ユーロ	100.0% (100.0%)	衣料品関連事業	フランス
株式会社キャビン	450,000千円	100.0%	衣料品関連事業	日本
株式会社リンク・セオリー・ホールディングス	6,628,198千円	100.0%	衣料品関連事業	日本
UNIQLO (SINGAPORE) PTE. LTD.	6,500千シンガポールドル	51.0%	衣料品関連事業	シンガポール

- (注) 1. 株式会社リンク・セオリー・ホールディングスは、平成21年3月に株式を追加取得し、子会社化したため、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。
2. UNIQLO (SINGAPORE) PTE. LTD. については、当連結会計年度に重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
3. 議決権比率欄の()内は、当社の子会社等が所有する議決権の比率を内数で示しております。

(4) 企業集団の対処すべき課題

- ① 「グローバルワン」・「全員経営」の推進
 - 「グローバルワン」
 - ・FRグループ全社がひとつの会社のように経営していく
 - ・世界中で一番良い方法で経営していく
 - 「全員経営」
 - ・全社員が経営者の視点で経営していく

- ② ユニクロのグローバル展開
 - ・中国・香港、韓国、シンガポールをはじめとしたアジア市場への出店拡大
 - ・世界中の大都市におけるグローバル旗艦店の出店
 - ・日本国内における都心部での大型店の出店
 - ・ユニクロ事業のグローバル化に伴うグローバル人材の育成
 - ・高機能・高付加価値商品の開発
 - ・ウィメンズ商品の開発体制の構築、強化
 - ・世界中のユニクロが連動するグローバルマーケティングの構築
 - ・欧米市場におけるユニクロ拡大のためのM&A

- ③ ユニクロ事業以外の事業拡大
 - ・ジーユー事業における低価格アパレルの商品開発・生産、出店、ローコストの経営ノウハウの構築
 - ・靴事業における商品開発・生産、在庫管理などの事業構築
 - ・セオリー事業、コントワー・デ・コトニエ事業、プリンセス タム・タム事業の相乗効果の追求による効率経営と出店エリアの拡大
 - ・世界中で新たに展開できるグローバルブランド獲得のためのM&A

- ④ CSR（企業の社会的責任）活動の推進
 - ・「全商品リサイクル活動」における衣料回収の飛躍的拡大、世界中の難民キャンプへの衣料配布
 - ・取引先工場の労働モニタリングの強化と環境モニタリングの継続実施
 - ・環境にやさしい商品や店舗づくり
 - ・障がい者雇用のグループ会社への展開

(5) 主要な事業内容（平成21年8月31日現在）

当社グループは、株式会社ファーストリテイリング（当社）、連結子会社96社、非連結子会社1社、持分法非適用関連会社1社により構成され、主に衣料品関連事業を営んでおります。

(6) 主要な営業所及び工場（平成21年8月31日現在）

会社名	所在地	直営店舗数	フランチャイズ店舗数
当社	本社：山口県山口市 本部：東京都千代田区	4	—
株式会社ユニクロ	本社：山口県山口市 本部：東京都千代田区	750	20
UNIQLO (U. K.) LTD.	本社：英国ロンドン市	14	—
迅銷（中国）商貿有限公司	本社：中国上海市	33	—
UNIQLO USA, Inc.	本社：米国ニューヨーク州ニューヨーク市	1	—
FRL Korea Co., LTD.	本社：韓国ソウル特別市	30	—
UNIQLO HONG KONG, LIMITED	本社：中国特別行政区香港中環	11	—
UNIQLO FRANCE S. A. S.	本社：フランス パリ市	1	—
UNIQLO (SINGAPORE) PTE. LTD.	本社：シンガポール共和国	2	—
株式会社GOVリテイリング	本社：東京都千代田区	300	51
Creations Nelson S. A. S.	本社：フランス パリ市	141	195
PETIT VEHICULE S. A. S.	本社：フランス パリ市	119	47
コントワー・デ・コトニエ ジャパン株式会社	本社：東京都渋谷区	32	—
株式会社キャビン	本社：東京都千代田区	205	—
株式会社リンク・セオリー ・ホールディングス	本社：東京都港区	221	—

(7) 使用人の状況（平成21年8月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
11,037人	2,983人増

- (注) 1. 使用人数には、委任型執行役員、準社員、アルバイト社員及び受入出向社員は含んでおりません。
2. 当連結会計年度における使用人数の増加は、主に平成21年3月に株式会社リンク・セオリー・ホールディングスを連結子会社化したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平均勤続年数
552人	281人増	35歳10ヵ月	7年9ヵ月

- (注) 1. 使用人数には、委任型執行役員、準社員、アルバイト社員及び受入出向社員は含んでおりません。
2. 当事業年度における使用人数の増加は、主に子会社からの転籍によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成21年8月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社みずほフィナンシャルグループ	13,861百万円
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	13,805百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況（平成21年8月31日現在）

イ. 発行可能株式総数	300,000,000株
ロ. 発行済株式の総数	106,073,656株
ハ. 株主数	11,917人
ニ. 1単元の株式数	100株
ホ. 発行済株式総数の総数に対する割合が上位10名の大株主	

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
柳井正	28,297千株	27.80%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	8,571千株	8.42%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,720千株	6.60%
柳井一海	4,781千株	4.70%
柳井康治	4,780千株	4.70%
有限会社Fight&Step	4,750千株	4.67%
有限会社MASTERMIND	3,610千株	3.55%
JPモルガン証券株式会社	2,979千株	2.93%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	2,491千株	2.45%
柳井照代	2,327千株	2.29%

（注） 出資比率は自己株式（4,288,346株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況（平成21年8月31日現在）

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況 (平成21年 8月31日現在)

① 取締役及び監査役の状況

会社における地位及び担当	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長兼社長	柳 井 正	(株)ユニクロ代表取締役会長兼社長 他子会社14社取締役 ソフトバンク(株)社外取締役 日本ベンチャーキャピタル(株)社外取締役
取 締 役	松 下 正	平成21年 2月28日辞任
取 締 役	半 林 亨	前田建設工業(株)社外取締役 ユニチカ(株)社外監査役
取 締 役	服 部 暢 達	みらかホールディングス(株)社外取締役 (有)服部暢達事務所代表取締役
取 締 役	村 山 徹	アクセンチュア(株)取締役会長
常 勤 監 査 役	田 中 明	
監 査 役	安 本 隆 晴	(株)ユニクロ社外監査役 (株)リンク・セオリー・ホールディングス社外監査役 アスクル(株)社外監査役 安本公認会計士事務所所長
監 査 役	清 水 紀 彦	(株)ユニクロ社外監査役 日新製糖(株)社外監査役 ヤマハ発動機(株)社外監査役
監 査 役	渡 邊 顯	成和明哲法律事務所代表 ジャパンバイル(株)社外取締役 前田建設工業(株)社外取締役 (株)角川グループホールディングス社外監査役
監 査 役	太 田 穰	長島・大野・常松法律事務所パートナー

- (注) 1. 取締役半林亨氏、服部暢達氏及び村山徹氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役安本隆晴氏、清水紀彦氏、渡邊顯氏及び太田穰氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役安本隆晴氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取 締 役 (うち社外取締役分)	5名 (3名)	432百万円 (30百万円)	株主総会決議(平成18年11月24日)による報酬限度額1,000百万円(年額)
監 査 役 (うち社外監査役分)	5名 (4名)	55百万円 (40百万円)	株主総会決議(平成15年11月26日)による報酬限度額100百万円(年額)
合 計 (うち社外役員)	10名 (7名)	487百万円 (70百万円)	

③ 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

地 位	氏 名	重要な兼職先
取締役	半 林 亨	前田建設工業㈱社外取締役 ユニチカ㈱社外監査役
取締役	服 部 暢 達	みらかホールディングス㈱社外取締役 ㈱服部暢達事務所代表取締役
取締役	村 山 徹	アクセンチュア㈱取締役会長
監査役	安 本 隆 晴	アスクル㈱社外監査役 ㈱リンク・セオリー・ホールディングス社外監査役 ㈱ユニクロ社外監査役 安本公認会計士事務所所長
監査役	清 水 紀 彦	日新製糖㈱社外監査役 ㈱ユニクロ社外監査役 ヤマハ発動機㈱社外監査役
監査役	渡 邊 顯	ジャパンバイル㈱社外取締役 前田建設工業㈱社外取締役 ㈱角川グループホールディングス社外監査役 成和明哲法律事務所代表
監査役	太 田 穰	長島・大野・常松法律事務所パートナー

- (注) 1. 当社は、取締役村山徹氏が取締役会長をつとめるアクセンチュア㈱とコンサルティング業務及びソフトウェア開発業務に関する委託契約を結んでおります。
2. ㈱ユニクロ及び㈱リンク・セオリー・ホールディングスは当社の100%子会社であります。
3. その他の兼職先と当社との間には重要な取引関係等はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	活動状況
取締役	半林 亨	14回開催された取締役会に全回出席し、企業経営に携わった見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	服部 暢達	14回開催された取締役会に全回出席し、M&A等の研究の見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	村山 徹	14回開催された取締役会に全回出席し、経営コンサルティングの見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	安本 隆晴	14回開催された取締役会に13回出席し、13回開催された監査役会に全回出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社及び当社グループ会社の監査について、適宜、必要な発言を行っております。
監査役	清水 紀彦	14回開催された取締役会に13回出席し、13回開催された監査役会に全回出席いたしました。コーポレートガバナンス等の研究の見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社及び当社グループ会社の監査について、適宜、必要な発言を行っております。

地 位	氏 名	活 動 状 況
監査役	渡 邊 顯	14回開催された取締役会に13回出席し、13回開催された監査役会に12回出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社及び当社グループ会社の監査について、適宜、必要な発言を行っております。
監査役	太 田 穰	14回開催された取締役会に全回出席し、13回開催された監査役会に全回出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社及び当社グループ会社の監査について、適宜、必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、全社外取締役及び全社外監査役とも、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

イ. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

ロ. 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	87百万円
(2) 当社及び連結子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	123百万円

- ※1 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額は、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額の合計であります。
- ※2 当社の重要な子会社のうち、連結子会社9社は当社の会計監査人以外の監査法人の監査（会社法または金融商品取引法の法律に相当する外国の法令を含む。）を受けております。

ハ. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または、上記の監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社の取締役及び執行役員（以下総称して「取締役等」という。）は、自ら「経営理念」、「FAST RETAILING WAY」（以下「FR WAY」という。）、「ファーストリテイリンググループ コードオブコンダクト」（以下「FRコードオブコンダクト」という。）、及びその他の会社内部規程を遵守し、当社グループ全体における企業倫理・コンプライアンスの徹底を率先して実行する。また、社会の変化、事業活動の変化及びFRコードオブコンダクトの運用状況に応じて当該各規程の見直しと改定を定期的に行い、その実効性を確保する。

ロ. 当社は、法務部門担当執行役員または法務部長（以下総称して「法務部門担当責任者」という。）をコンプライアンスの責任者として任命するものとし、法務部門担当責任者は、当社及びFRグループの横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の解決に努めるものとする。

ハ. 当社は、取締役会を構成する取締役のうち社外取締役を複数名選任し、取締役会における決議の公平性及び透明性を図るものとする。監査役は、取締役会に出席し、取締役等に対して適宜意見を述べるができるものとする。また、取締役等は、必要に応じ外部の弁護士、公認会計士などの専門家を起用し、法令違反行為を未然に防止し、且つそのために必要な措置を実施する。取締役等が他の取締役等の法令違反行為を発見した場合は、直ちに監査役、代表取締役、及び法務部門担当責任者に報告するものとする。

② 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役等は、当社従業員が、経営理念、FR WAY、FRコードオブコンダクト、及びその他の会社内部規程を遵守するよう体制を構築し、コンプライアンスに関する教育、啓蒙を当社従業員に行い、これを遵守させるものとする。

ロ. 当社は、執行部門から独立した監査部門として監査部を設置するとともに、コンプライアンスの統括部署として、法務部を設置する。

- ハ. 取締役等は、当社における法令違反その他コンプライアンスに関する事実を発見した場合には直ちに他の取締役等に報告するものとし、重大な法令違反については直ちに監査役、代表取締役、及び法務部門担当責任者に報告するものとする。
- ニ. 当社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、社外の弁護士、第三者機関等を直接の情報受領者とする社内通報システム（以下「ホットライン」という。）を整備する。
- ホ. 弁護士及び公認会計士等の社外専門家を含むメンバーにより構成されるコードオブコンダクト委員会は、コンプライアンス遵守体制及びホットラインの運用について定期的に見直し、改善を行うものとする。取締役等は、ホットラインの運用について問題があると認めるときは、コードオブコンダクト委員会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役等の職務執行に係る以下の文書については、文書管理規程及び機密情報取扱ガイドラインに基づき、その意思決定プロセス及び業務執行プロセスを証跡として残し、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、法令上要求される保管期間内は閲覧可能な状態を維持していきけるよう整備する。
- ・ 株主総会議事録と関連資料
 - ・ 取締役会議事録と関連資料
 - ・ 取締役等が主催する重要な会議の議事録と関連資料
 - ・ その他重要な使用人が主催する重要な会議の議事録と関連資料
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 当社は、当社及び当社グループ各社に対して、直接または間接に経済的損失をもたらす可能性、事業の継続を中断、停止させる可能性、または当社及び当社グループ各社の信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性のあるリスクを定期的に分析し、見直し、その管理体制を整えるものとする。

- ロ. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役または代表取締役が指名する取締役等を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて、弁護士、公認会計士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるものとする。
- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、複数名の社外取締役が在籍する取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催するものとする。当社及びFRグループ各社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に代表取締役を議長として構成される経営会議（月曜会議）において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
- ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。
- ⑥ 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. FRグループ各社における業務の適正を確保するため、経営理念、FRWAY、及びFRコードオブコンダクトをFRグループ全てに適用する行動指針として位置づけ、これを基礎として、FRグループ各社で諸規程を定めるものとする。

経営管理については、関係会社管理規程を定め、当社による決裁及び当社への報告制度による関係会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

取締役等は、FRグループ各社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役、代表取締役、及び法務部門担当責任者に報告するものとする。
- ロ. FRグループ各社の取締役等は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、または各国における企業倫理上問題があるなど、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、監査部または法務部に報告するものとする。報告を受けた監査部または法務部は直ちに監査役、代表取締役、及び法務部門担当責任者に報告を行うと共に、意見を述べることができるものとする。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 当社は、監査役会が求めた場合、監査役の職務を補助すべき従業員等に関する規程を定め、監査役の職務を補助すべき者として、当社の従業員または弁護士、公認会計士など監査役補助者として相応しい者を任命することとする。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得たうえで取締役会が決定することとし、取締役等からの独立を確保するものとする。
- ロ. 監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社は、取締役等及び従業員が監査役に報告すべき事項及び時期についての規程を定めることとし、当該規程に基づき、取締役等及び従業員は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役等及び従業員に対して報告を求めることができることとする。
- ロ. 当社は、経営理念、FR WAY、及びFRコードオブコンダクトの適切な運用を維持し、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。監査役は、監査役に対する取締役等または従業員の報告体制について問題があると認めた場合、取締役等及び取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めるものとする。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識し、恒常的な業績向上と、業績に応じた適正な利益配分を継続的に実施することを基本方針としております。

株主の皆様に対する配当金につきましては、将来のグループ事業の拡大や収益向上を図るための資金需要ならびに財務の健全性を考慮した上で、業績に連動した高配当を実施する方針であります。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記の方針ならびに当連結会計年度の業績結果を鑑み、当社取締役会での決議により1株につき85円とさせていただきます。この結果、当事業年度の年間配当金は既にも実施しております中間配当金1株につき75円を含めまして、160円となります。

連結貸借対照表

(平成21年8月31日現在)

単位：百万円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	298,171	流 動 負 債	175,602
現金及び預金	43,876	支払手形及び買掛金	56,930
受取手形及び売掛金	15,213	1年以内返済予定長期借入金	3,098
有価証券	125,875	短期借入金	11,775
たな卸資産	74,580	為替予約	40,846
繰延税金資産	22,187	未払法人税等	27,022
未収法人税等	4,771	繰延税金負債	0
その他	11,842	引当金	1,665
貸倒引当金	△175	その他	34,263
固 定 資 産	165,114	固 定 負 債	26,269
(有形固定資産)	(45,946)	長期借入金	17,980
建物及び構築物	34,740	引当金	1,130
器具備品及び運搬具	3,237	その他	7,158
土地	3,891		
リース資産	2,293	負 債 合 計	201,871
建設仮勘定	1,784	純 資 産 の 部	
(無形固定資産)	(55,312)	株 主 資 本	294,462
のれん	39,399	資本金	10,273
その他	15,913	資本剰余金	5,000
(投資その他の資産)	(63,854)	利益剰余金	295,442
投資有価証券	686	自己株式	△16,254
関係会社株式	104	評価・換算差額等	△34,822
繰延税金資産	3,354	その他有価証券評価差額金	△9,353
敷金・保証金	40,500	繰延ヘッジ損益	△24,289
建設協力金	17,350	為替換算調整勘定	△1,179
その他	2,201	少 数 株 主 持 分	1,774
貸倒引当金	△344	純 資 産 合 計	261,413
資 産 合 計	463,285	負 債 純 資 産 合 計	463,285

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成20年9月1日から
平成21年8月31日まで)

単位：百万円

科 目	金	額
売 上 高		685,043
売 上 原 価		343,515
売 上 総 利 益		341,528
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		232,888
営 業 利 益		108,639
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	847	
違 約 金 収 入	258	
そ の 他	621	1,728
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	917	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	1,383	
為 替 差 損	5,793	
そ の 他	965	9,059
経 常 利 益		101,308
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	149	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 戻 入 額	184	
そ の 他	130	464
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	836	
店 舗 閉 店 損 失	448	
減 損 損 失	2,242	
事 業 整 理 損 失 引 当 金 繰 入 額	1,571	
事 務 所 移 転 費 用	1,008	
そ の 他	178	6,285
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		95,487
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	44,939	
法 人 税 等 調 整 額	493	45,433
少 数 株 主 利 益		257
当 期 純 利 益		49,797

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成20年9月1日から
平成21年8月31日まで)

単位：百万円

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成20年8月31日残高	10,273	4,999	259,756	△15,556	259,473
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△14,258		△14,258
当期純利益			49,797		49,797
自己株式の取得				△697	△697
自己株式の処分		0		0	1
連結範囲の変動			147		147
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	0	35,686	△697	34,989
平成21年8月31日残高	10,273	5,000	295,442	△16,254	294,462

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少数株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成20年8月31日残高	△928	3,939	△517	2,494	2,046	264,014
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△14,258
当期純利益						49,797
自己株式の取得						△697
自己株式の処分						1
連結範囲の変動						147
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△8,424	△28,229	△662	△37,317	△272	△37,589
連結会計年度中の変動額合計	△8,424	△28,229	△662	△37,317	△272	△2,600
平成21年8月31日残高	△9,353	△24,289	△1,179	△34,822	1,774	261,413

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数 96社

主要な連結子会社の名称

株式会社ユニクロ

UNIQLO(U. K.)LTD.

UNIQLO USA, Inc.

FRL Korea Co., LTD.

UNIQLO HONG KONG, LIMITED

株式会社GOVリテイリング

コントワー・デ・コトニエ ジャパン株式会社

FR FRANCE S. A. S.

Creations Nelson S. A. S.

UNIQLO FRANCE S. A. S.

PETIT VEHICULE S. A. S.

株式会社キャビン

株式会社ジーユー

迅銷（中国）商貿有限公司

株式会社ビューカンパニー

UNIQLO Design Studio, New York, Inc.

株式会社リンク・セオリー・ホールディングス

UNIQLO (SINGAPORE) PTE. LTD.

株式会社ワンブーンは当連結会計年度より株式会社GOVリテイリングに社名を変更しております。

② 非連結子会社の状況

主要な非連結子会社の名称

LLC UNIQLO (RUS)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の状況

持分法適用の非連結子会社又は関連会社の数

該当する会社はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

主要な会社等の名称

非連結子会社 LLC UNIQLO (RUS)

関連会社 山東宏利綿針織有限公司

持分法を適用しない理由

非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金等（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

前連結会計年度では非連結子会社であったUNIQLO Design Studio, New York, Inc.については、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

UNIQLO (SINGAPORE) PTE. LTD.については、当連結会計年度に営業を開始し重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

株式会社リンク・セオリー・ホールディングスについては、平成21年3月に経営権を取得したため、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。それに伴い、同社の連結子会社も連結の範囲に含めております。

株式会社グローバルリテイリング及び株式会社グローバルインベストメントについては、当連結会計年度において当社へ吸収合併を行ったことに伴い、連結の範囲から除外しております。

なお、迅銷(江蘇)服飾有限公司については、平成21年7月をもって、清算終了しております。

② 持分法の適用範囲の変更

株式会社リンク・セオリー・ホールディングスは、前連結会計年度においては持分法の適用範囲に含めておりましたが、平成21年3月に経営権を取得したため、持分法の適用範囲から除外し、当連結会計年度より、連結の範囲に含めております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

迅銷（中国）商貿有限公司及びTheory Shanghai International Trading Co., Ltd. につきましては、中間決算日の6月30日を、株式会社ビューカンパニーにつきましては、中間決算日の8月20日を、また、株式会社リンク・セオリー・ホールディングスの連結子会社であるLink Theory Holdings (US) Inc. 及び同社の連結子会社、並びにLink Theory Holdings Europe) GmbH及び同社の連結子会社の決算日は6月30日、LK International (H.K.) Ltd. の決算日は5月31日であるため、連結計算書類の作成に当たり、各々同決算日現在の計算書類を使用しております。

連結計算書類を作成するにあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 子会社及び関連会社株式	総平均法による原価法
ロ その他有価証券	時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：主として総平均法による原価法
ハ デリバティブ	時価法
ニ たな卸資産	商品：主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） 貯蔵品：主として最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ 有形固定資産 : 当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、一部(リース資産を除く)の国内連結子会社は、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については定額法によっております。在外連結子会社につきましては、主に定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 8年～50年 |
| 器具備品及び運搬具 | 5年～8年 |
- ロ 無形固定資産 : 定額法によっております。なお、社内利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(3年～5年)に基づく定額法を採用しております。
- ハ リース資産 : リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年8月31日以前の当社及び国内連結子会社のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

- 貸倒引当金 : 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

事業活動に伴う為替変動リスク、金利変動リスクを管理しヘッジするため、為替予約取引、金利スワップ取引のデリバティブ取引を行っております。ヘッジ会計の方法につきましては、繰延ヘッジ処理の方法によっております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務及び外貨建有価証券につきましては、振当処理を行っております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

ロ のれんの償却に関する事項

のれんは、のれんが発生した都度、かつ子会社ごとに判断し、その金額の重要性が乏しい場合を除き、子会社の実態に基づいた適切な償却期間(計上後20年以内)において定額法により償却しております。

- (6) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(7) 会計方針の変更

① 「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用

当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）が適用されたことに伴い、棚卸資産の評価基準を主として個別法による原価法から主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更しています。

この変更に伴う損益への影響は軽微であります。

② 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

この変更に伴う損益への影響は軽微であります。

③ 「リース取引に関する会計基準」等の適用

当連結会計年度より、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 平成19年3月30日改正）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日改正）を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、当社及び国内連結子会社は、リース取引開始日が平成20年8月31日以前のリース物件の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

この変更に伴う損益への影響は軽微であります。

(8) 表示方法の変更

前連結会計年度において、流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「短期借入金」（前連結会計年度527百万円）は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「退職給付引当金」（当連結会計年度307百万円）については、重要性がなくなったため、固定負債の「引当金」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「違約金収入」（前連結会計年度43百万円）については、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

商品	34百万円
その他無形固定資産	918百万円
敷金・保証金	29百万円
Link Theory Holdings (US) Inc. の 子会社5社の総資産	21,207百万円
計	22,190百万円

上記に対応する債務

1年以内返済予定長期借入金	317百万円
長期借入金	601百万円
その他固定負債	78百万円
輸入信用状等（極度額）	581百万円
計	1,578百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 34,590百万円

(3) 偶発債務

金融機関からの借入金に対する保証債務	23百万円
--------------------	-------

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度末の株式数 (株)
普 通 株 式	106,073,656

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

イ. 平成20年11月10日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 6,620,254千円
- ・1株当たり配当額 65円
- ・基準日 平成20年8月31日
- ・効力発生日 平成20年11月28日

ロ. 平成21年4月9日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 7,638,693千円
- ・1株当たり配当額 75円
- ・基準日 平成21年2月28日
- ・効力発生日 平成21年5月14日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成21年11月9日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

- ・配当金の総額 8,651,751千円
- ・1株当たり配当額 85円
- ・基準日 平成21年8月31日
- ・効力発生日 平成21年11月27日

4. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,550円86銭
1株当たり当期純利益	488円96銭

貸借対照表

(平成21年8月31日現在)

単位：百万円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	126,162	流 動 負 債	10,296
現金及び預金	9,469	未払金	2,192
営業未収入金	8,392	未払費用	1,342
有価証券	100,665	預り金	6,624
関係会社短期貸付金	1,632	その他の他	136
未収還付法人税等	4,298	固 定 負 債	1,566
その他の他	1,705	預り保証金	1,368
貸倒引当金	△0	その他の他	197
固 定 資 産	92,391	負 債 合 計	11,862
(有形固定資産)	(4,323)	純 資 産 の 部	
建物	2,429	株 主 資 本	216,045
構築物	131	資本金	10,273
器具備品	590	資本剰余金	5,000
土地	1,158	資本準備金	4,578
リース資産	14	その他資本剰余金	421
(無形固定資産)	(4,419)	利益剰余金	217,025
ソフトウェア	4,117	利益準備金	818
その他の他	301	その他利益剰余金	216,206
(投資その他の資産)	(83,648)	別途積立金	185,100
投資有価証券	679	繰越利益剰余金	31,106
関係会社株式	70,132	自己株式	△16,254
関係会社出資金	1,985	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△9,353
関係会社長期貸付金	11,513	その他有価証券	△9,353
敷金・保証金	2,981	評価差額	△9,353
その他の他	1,185	純 資 産 合 計	206,692
貸倒引当金	△4,828	負 債 純 資 産 合 計	218,554
資 産 合 計	218,554		

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成20年9月1日から
平成21年8月31日まで)

単位：百万円

科 目	金 額
営業収益	19,228
営業費用	19,289
営業損失	60
営業外収益	
受取利息	6
有価証券利息	483
違約金収入	117
その他	135
営業外費用	
支払利息	61
為替差損	1,914
その他	50
経常損失	2,026
特別利益	
関係会社株式売却益	2
子会社清算益	312
抱合せ株式消滅差益	135
その他	15
特別損失	
固定資産除却損	15
関係会社株式評価損	4,778
貸倒引当金繰入額	940
その他	293
税引前当期純損失	6,027
法人税、住民税及び事業税	333
法人税等調整額	731
当期純損失	6,905
	1,064
	7,970

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成20年9月1日から
平成21年8月31日まで)

単位：百万円

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 計 合	利 益 剰 余 金 計 合			
平成20年8月31日残高	10,273	4,578	420	4,999	818	185,100	53,335	239,254	△15,556	238,971
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△14,258	△14,258		△14,258
当期純損失							△7,970	△7,970		△7,970
自己株式の取得									△697	△697
自己株式の処分			0	0					0	1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	0	0	—	—	△22,229	△22,229	△697	△22,926
平成21年8月31日残高	10,273	4,578	421	5,000	818	185,100	31,106	217,025	△16,254	216,045

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成20年8月31日残高	△922	△922	238,048
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△14,258
当期純損失			△7,970
自己株式の取得			△697
自己株式の処分			1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△8,430	△8,430	△8,430
事業年度中の変動額合計	△8,430	△8,430	△31,356
平成21年8月31日残高	△9,353	△9,353	206,692

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社及び関連会社株式 総平均法による原価法
- ② その他有価証券 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの：総平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 : 定率法によっております。
(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～20年
構築物	5年～20年
器具備品	5年～8年
- ② 無形固定資産 : 定額法によっております。なお、社内利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
(リース資産を除く)
- ③ リース資産 : リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年8月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上方法

- 貸倒引当金 : 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(5) 会計方針の変更

「リース取引に関する会計基準」等の適用

当事業年度より、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 平成19年3月30日改正）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日改正）を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、リース取引開始日が平成20年8月31日以前のリース物件の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。この変更に伴う損益への影響は軽微であります。

(6) 表示方法の変更

前事業年度において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「違約金収入」については、重要性が増したため、当事業年度より区分記載しております。なお、前事業年度の「違約金収入」は23百万円であります。

前事業年度まで区分記載しておりました営業外収益の「還付加算金等」については、重要性が無くなったため、当事業年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の「還付加算金等」は18百万円であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	2,810百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務	
① 短期金銭債権	9,582百万円
② 短期金銭債務	6,696百万円
(3) 偶発債務	
① 家賃保証に対する保証債務	3,527百万円
② 関税延納に対する保証債務	302百万円
③ 金融機関からの借入金等に対する保証債務	29,603百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高	16,915百万円
-------	-----------

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

株 式 の 種 類	当事業年度末の株式数 (株)
普 通 株 式	4,288,346

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の原因別の主な内訳

繰延税金資産		百万円
未払賞与損金算入限度超過額		391
関係会社株式評価損		14,292
貸倒引当金繰入額		1,956
その他有価証券評価差額金		3,788
繰越欠損金		1,663
その他		522
繰延税金資産 小計		<u>22,615</u>
評価性引当額		<u>△21,658</u>
繰延税金資産 合計		<u>956</u>
繰延税金負債		百万円
関係会社株式みなし譲渡損失		941
その他		15
繰延税金負債 合計		<u>956</u>
繰延税金資産の純額		<u>百万円</u>

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、業務支援システムの一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

取得価額相当額	2,608百万円
減価償却累計額相当額	1,487百万円
期末残高相当額	1,120百万円

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	527百万円
1年超	629百万円

合計	1,157百万円
----	----------

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	563百万円
減価償却費相当額	530百万円
支払利息相当額	34百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

8. 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額	2,030円67銭
② 1株当たり当期純損失	78円26銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年10月28日

株式会社ファーストリテイリング

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	園	マリ	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂田	純孝	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中	宏和	Ⓜ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ファーストリテイリングの平成20年9月1日から平成21年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファーストリテイリング及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年10月28日

株式会社ファーストリテイリング

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 園	マリ ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 坂田	純孝 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 田中	宏和 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ファーストリテイリングの平成20年9月1日から平成21年8月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年9月1日から平成21年8月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (3) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
- (4) 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。
- (5) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (6) 会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年11月4日

株式会社ファーストリテイリング 監査役会

常勤監査役	田中	明	㊟
社外監査役	安本	隆晴	㊟
社外監査役	清水	紀彦	㊟
社外監査役	渡邊	顯	㊟
社外監査役	太田	穰	㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。

これに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除、条数の繰上げ、附則の新設等所要の変更を行おうとするものであります。

なお、現行定款第7条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更決議をしたものとみなされております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（株券の発行）</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を發行する。</p>	<p>（削除）</p>
<p>（単元株式数及び単元未満株券の不発行）</p> <p><u>第8条</u> 当社の単元株式数は100株とする。</p> <p><u>2. 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を發行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>	<p>（単元株式数）</p> <p><u>第7条</u> （現行どおり）</p> <p>（削除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>④ 次条に定める請求をする権利</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>④ (現行どおり)</p>
<p>第10条 (条文省略)</p>	<p>第9条 (現行どおり)</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
第12条～第47条 (条文省略)	第11条～第46条 (現行どおり)
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 当社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p><u>第3条</u> 本附則第1条ないし本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役4名（全員）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。当社経営基盤の強化をはかるため取締役を1名増員することとし、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者（全5名）は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位、担当、重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式の数
1	柳井正 (昭和24年2月7日生)	昭和47年8月 当社入社 昭和47年9月 当社取締役 昭和48年8月 当社専務取締役 昭和59年9月 当社代表取締役社長 平成13年6月 ソフトバンク㈱取締役（現任） 平成14年11月 当社代表取締役会長 平成16年2月 ㈱リンク・ホールディングス （現㈱リンク・セオリー・ホールディングス）代表取締役会長 平成16年11月 UNIQLO USA, Inc. Chairman（現任） 平成17年3月 ㈱ワンゾーン（現㈱GOVリテイリング）代表取締役会長 平成17年4月 ㈱リンク・セオリー・ホールディングス取締役会長（現任） 平成17年4月 FR FRANCE S.A.S. Chairman	28,297,284株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地 位 、 担 当 、 重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 の 数
1	柳 井 正 (昭和24年2月7日生)	<p>平成17年4月 GLOBAL RETAILING FRANCE S. A. S. (現UNIQLO FRANCE S. A. S.) Chairman</p> <p>平成17年6月 スパークス・アセット・マネジ メント投信(株) (現スパークス・ グループ(株)) 取締役</p> <p>平成17年9月 当社代表取締役会長兼社長 (現 任)</p> <p>平成17年11月 (株)ユニクロ代表取締役会長兼社 長 (現任)</p> <p>平成17年11月 UNIQLO (U. K.) LTD. Chairman (現任)</p> <p>平成18年5月 (株)キャビン代表取締役会長</p> <p>平成20年9月 (株)キャビン取締役会長 (現任)</p> <p>平成20年9月 (株)GOVリテイリング取締役会長 (現任)</p> <p>平成20年9月 FR FRANCE S. A. S. Chairman兼 CEO</p> <p>平成21年4月 FR FRANCE S. A. S. Chairman (現 任)</p> <p>平成21年6月 日本ベンチャーキャピタル(株)取 締役 (現任)</p>	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地 位 、 担 当 、 重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 の 数
2	半 林 亭 (昭和12年1月7日生)	昭和34年4月 日綿實業(株) (現双日(株)) 入社 平成元年6月 ニチメン(株) (現双日(株)) 取締役 平成5年6月 同社代表取締役常務 平成7年6月 同社代表取締役専務 平成11年6月 同社代表取締役副社長 平成12年3月 日本国際貿易促進協会副会長 平成12年10月 ニチメン(株) (現双日(株)) 代表取 締役社長 平成14年5月 中国陝西省人民政府 国際高級 経済顧問 (現任) 平成15年4月 ニチメン・日商岩井ホールディ ングス(株) (現双日(株)) 代表取締 役会長・Co-CEO 平成16年6月 双日ホールディングス(株) (現双 日(株)) 特別顧問 平成16年6月 中国黒龍江省経済顧問 (現任) 平成16年6月 ユニチカ(株)監査役 (現任) 平成17年11月 当社取締役 (現任) 平成19年6月 前田建設工業(株)取締役 (現任)	一株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地 位 、 担 当 、 重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 の 数
3	服 部 暢 達 (昭和32年12月25日生)	昭和56年4月 日産自動車(株)入社 平成元年5月 米国マサチューセッツ工科大学 スローン経営大学院修士課程修 了 平成元年6月 ゴールドマン・サックス・アン ド・カンパニーニューヨーク本 社入社 平成10年11月 同社マネージング・ディレクタ ー、M&Aアドバイザー業務統 括 平成15年10月 一橋大学大学院国際企業戦略研 究科客員助教授 平成17年7月 みらかホールディングス(株)取締 役 (現任) 平成17年11月 当社取締役 (現任) 平成18年10月 一橋大学大学院国際企業戦略研 究科客員教授 (現任) 平成21年4月 早稲田大学大学院ファイナンス 研究センター客員教授 (現任)	一株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地 位 、 担 当 、 重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 の 数
4	村 山 徹 (昭和29年6月11日生)	昭和55年4月 アーサーアンダーセンアンドカ ンパニー（現アクセンチュア ㈱）入社 平成10年4月 早稲田大学理工学部非常勤講師 平成13年4月 明治大学商学部特別招聘教授 平成15年4月 アクセンチュア㈱代表取締役社 長 平成17年4月 早稲田大学理工学部客員教授 平成18年4月 アクセンチュア㈱取締役副会長 平成18年6月 スパークス・アセット・マネジ メント投信㈱（現スパークス・ グループ㈱）取締役 平成19年9月 アクセンチュア㈱取締役会長 平成19年11月 当社取締役（現任） 平成20年4月 早稲田大学総合研究機構客員教 授（現任） 平成21年4月 早稲田大学参与 平成21年9月 アクセンチュア㈱最高顧問（現 任）	500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位、担当、重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
5	※ 新 宅 正 明 (昭和29年9月10日生)	昭和53年4月 日本アイ・ビー・エム(株)入社 平成3年12月 日本オラクル(株)入社 平成6年8月 同社取締役 平成8年8月 同社常務取締役 平成12年8月 同社代表取締役社長 平成13年1月 米国オラクル・コーポレーション上 級副社長 平成20年6月 日本オラクル(株)代表取締役会長 平成20年8月 同社エグゼクティブアドバイザー 平成21年3月 当社顧問(現任)	一株

1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者村山徹氏は、アクセントゥア(株)の最高顧問をつとめており、当社は同社とコンサルティング業務及びソフトウェア開発業務に関する委託契約を結んでおります。
3. 半林亨氏、服部暢達氏、村山徹氏及び新宅正明氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者に関する注記事項は以下のとおりであります。
 - (1) 社外取締役候補者とした理由
 - ① 半林亨氏につきましては、長年大手総合商社のトップとして、アパレル小売業界全体に精通しており、アパレル関連事業を拡大しようとしている当社の社外取締役に就任するに相応しい者と判断したためであります。
 - ② 服部暢達氏につきましては、米系大手投資銀行での経験を経て、現在はM&A等を専門に研究しており、今後、M&Aによって事業を拡大しようとしている当社の社外取締役に就任するに相応しい者と判断したためであります。
 - ③ 村山徹氏につきましては、米系コンサルティング会社のトップとして、経営に関する豊富な知識・経験を有しており、グループ事業を拡大しようとしている当社の社外取締役に就任するに相応しい者と判断したためであります。
 - ④ 新宅正明氏につきましては、米系情報システム会社のトップとして、経営に関する豊富な知識・経験を有しており、グループ事業を拡大しようとしている当社の社外取締役に就任するに相応しい者と判断したためであります。
 - (2) 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数
半林亨及び服部暢達の両氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年、村山徹氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

(3) 社外取締役との責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、半林亨氏、服部暢達氏及び村山徹氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合、当該契約は継続されます。また、新任候補者の新宅正明氏についても、同氏の選任が承認された場合、当該契約を締結する予定であります。なお、当該契約の概要は、次のとおりであります。

会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約で、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額であります。

以上

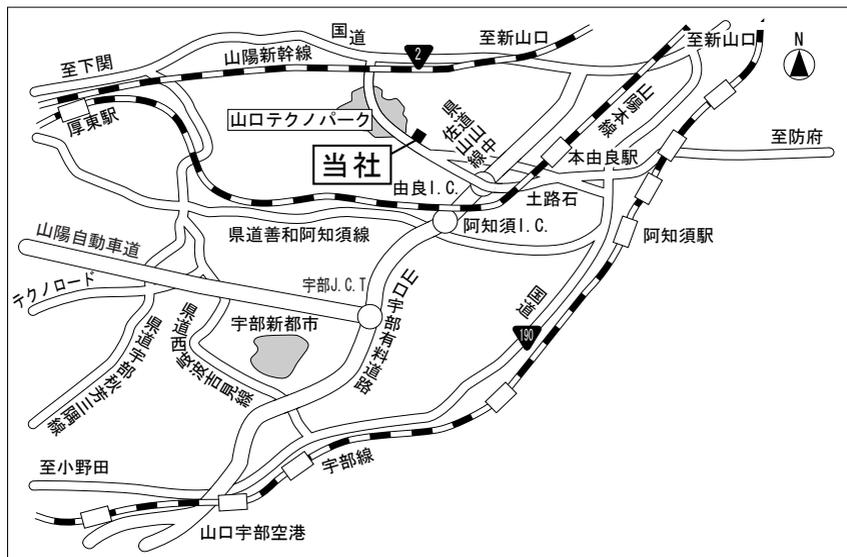
株主総会会場ご案内略図

〔会 場〕

山口県山口市佐山717番地1

株式会社ファーストリテイリング 本社会議棟大会議室

T E L (083) 988-0333



〔交通のご案内〕

- J R 山陽本線本由良駅より徒歩で15分
- 山口宇部空港より車で20分
- J R 山陽新幹線新山口駅より車で20分